

政令第二百二十五号

災害対策基本法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第七十六条の六第一項、第七十六条の七第二項及び第三項並びに第七十六条の八の規定に基づき、この政令を制定する。

災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の三第一項中「道路管理者」を「道路管理者等」に改める。

第三十三条の四中「第七十六条の七」を「第七十六条の七第一項」に、「又は都道府県知事」を「若しくは都道府県知事の指示、同条第二項の規定による国土交通大臣の指示又は同条第三項の規定による農林水産大臣」に、「関係道路管理者」を「関係道路管理者等」に改める。

第三十三条の五第一項中「及び法第七十六条の七」を「並びに法第七十六条の七第一項及び第二項」に改め、同項ただし書中「同条」を「同条第一項及び第二項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正)

2 原子力災害対策特別措置法施行令(平成十二年政令第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表第三十三条の四の項中「同条第三項」を「若しくは同条第三項」に、「法第七十六条の六第三項」を「若しくは法第七十六条の六第三項」に改め、同表第三十三条の五第一項の項を次のように改める。

<p>第三十三条の五第一項</p>	<p>法</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される法及び法第七十六条の六第二項から</p>
<p>から</p>		

## 理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、港湾管理者又は漁港管理者が管理する道路について、災害時における車両の移動等の手続等を定める必要があるからである。